

生活環境項目の一律排水基準

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (水素イオン指数)	海域以外の公共用水域に排出されるもの5.8以上8.6以下、海域に排出されるもの5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	160 (日間平均 120)
化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	160 (日間平均 120)
浮遊物質 (単位 mg/L)	200 (日間平均 150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (単位 mg/L)	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) (単位 mg/L)	30
フェノール類含有量 (単位 mg/L)	5
銅含有量 (単位 mg/L)	3
亜鉛含有量 (単位 mg/L)	2
溶解性鉄含有量 (単位 mg/L)	10
溶解性マンガン含有量 (単位 mg/L)	10
クロム含有量 (単位 mg/L)	2
大腸菌数 (単位 CFU/mL)	日間平均 800
窒素含有量 (単位 mg/L)	120 (日間平均 60)
燐含有量 (単位 mg/L)	16 (日間平均 8)

備 考

- (1) 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- (2) この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排水の量が50m<sup>3</sup>以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。
- (3) 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。
- (4) 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。
- (5) 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限り適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限り適用する。
- (6) 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれのある海域として環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域に排出される排水に限り適用する。
- (7) 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれのある海域として環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域に排出される排水に限り適用する。